

平成28年度幼稚園・保育所保育料の負担軽減について

1. 多子世帯の保育料負担軽減

年収360万円未満相当の世帯について、多子世帯の要件である年齢制限を撤廃し、第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化する。

<対象者：約100人 軽減額：12,000千円>

【平成27年度】		【平成28年度】	
	幼稚園	幼稚園	保育所
小4~	対象外 ※小4以上は加付しない。	年齢制限を撤廃	
小3	第1子(市保育料) 第2子(半額) 第3子(無料)	第1子(市保育料) 第2子(半額) 第3子(無料)	第1子(市保育料) 第2子(半額) 第3子(無料)
5歳			
4歳			
3歳			
2歳			
1歳			
0歳			

※年収360万円未満の世帯に限り

2. ひとり親世帯等の保育料負担軽減

年収360万円未満相当のひとり親世帯等について、保育料の軽減措置を拡大し、第1子の保育料を半額、第2子以降の保育料を無償化する。

<対象者：約20人 軽減額：3,000千円>

3. ひょうご多子世帯保育料軽減事業の拡充（実施予定）

(1) 第3子以降保育料軽減

年収640万円未満相当の世帯に属する第3子以降の児童で、国の利用者負担額の措置軽減を受けない児童について、月額5,000円を超える保育料に対し、3歳未満児5,500円/月、3歳以上児4,000円/月を助成する事業

<対象者：約50人 軽減額：2,800千円>

(2) 第2子保育料軽減

年収640万円未満相当の世帯に属する第2子の児童で、国の利用者負担額の措置軽減を受けない児童について、月額5,000円を超える保育料に対し、3歳未満児4,500円/月、3歳以上児3,000円/月を助成する事業

<対象者：約80人 軽減額：2,800千円>